中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る 特例区域指定権限等の中核市への移譲について

2015年10月6日 経済産業省

1. 大店立地法/中活法の特区指定に関する権限移譲意向調査の結果

- ◆ 大店立地法/中活法の特区指定ともに、中核市の多くが権限移譲を希望していない。
- の意向を尊重するという姿勢。ただし、権限移譲するなら、大店立地法/中活法の特区 大店立地法/中活法の特区指定ともに、都道府県の多数が権限移譲について希望、 もしくは「どちらでも良い」であり、概ね中核市が希望するなら認めていきたいと中核市 指定の両方をセットで実施すべきという意見も一定数ある。



中核市自身が権限移譲を求めていない状況であり、都道府県も中核市の意向次第 なので、中核市への一律の権限移譲については現状では困難。

中核市(回答42市)の集計

30	希望する	希望しない	どちらでも良い	未回答
大店立地法の権限移譲	~	29	42	C
中活法の特区指定の権限移譲	က	24	48	Ŋ

※本件の権限移譲を提案している松山市を除く全ての中核市(44市)を対象。

都道府県(回答28県)の集計

※県内に中核市がある都道府県(33県)を対象とした。 一部の県において、セットでの権限移譲以外認めないという回答があり、上記集計に計上していない。

権限移譲への中核市/都道府県の賛否の主な理由 [参表]

大店立地法/中活法の特区指定の権限移譲については、どちらの権限についても 賛否の理由としては以下のとおりであった。

【希望する主な理由】

- 地域の実情をよく知っている中核市が担うことで、より適切な業務が実施できる。
- 事務の迅速化が期待できる。

【希望しない主な理由】

31

- 権限移譲を受ける必要性やメリットがないため。
- 近隣市町村との調整業務があるため(都道府県が実施する方が効率的等)。
- 権限移譲を受けた事務量に対応できない(人的リソースが不足している)。
- 県内の運用について統一されるべき。

【どちらでも良い主な理由】

- 大店立地法については、既に特例条例で権限移譲済みのため。
- 積極的に希望するほどのメリットがないため(特区指定する予定がない等)。
- ※上述の理由の他、都道府県の回答には、権限移譲については中核市の意向を尊重すべきとの回答が多数あった。

2. 法の運用主体のあり方について

- 大店立地法/中活法の特区指定についての運用主体は以下の観点から都道府県 及び政令指定都市とされている。
- 広範な地域を鳥瞰し、影響の評価、対処方針の検討等を客観的に行い得る
- 法運用機会が多く、実務経験や知見の蓄積の観点から効率的である
- 政令指定都市と中核市では、大規模小売店舗の立地件数が2.7倍の差があり、上記 ②の観点から中核市への権限移譲は適当ではない。
- <u>化</u>という法益の比較衡量による判断が必要であり、<mark>同一の行政庁</mark>によって運用されるこ また、中活法の特区指定については、大店立地法による大規模小売店舗の立地による <u> 周辺地域の生活環境への配慮という法益と中心市街地活性化法の中心市街地の活性</u> とが望ましい。

性化の見通しの両方を説明し、生活環境への影響を甘受しても、特区を 指定するメリットがあることに理解を求める必要がある。 特区内及び近隣の住民には、生活環境への影響の程度と特区内の活

大規模小売店舗の立地件数比較

2. 7倍の 立地件数の 格滞				
市あたりの年間平均 立地件数	18.0件/年	6.6件/年		
総立地件数※	5,398件	4,436件		
	政令指定都市(20市)	中核市(45市)		

※大店立地法施行から現在までの約15年間の立地件数